

令和8年11月15日執行予定**福岡市長選挙**

投票所から離れた地域や若年層の投票機会を拡充します！

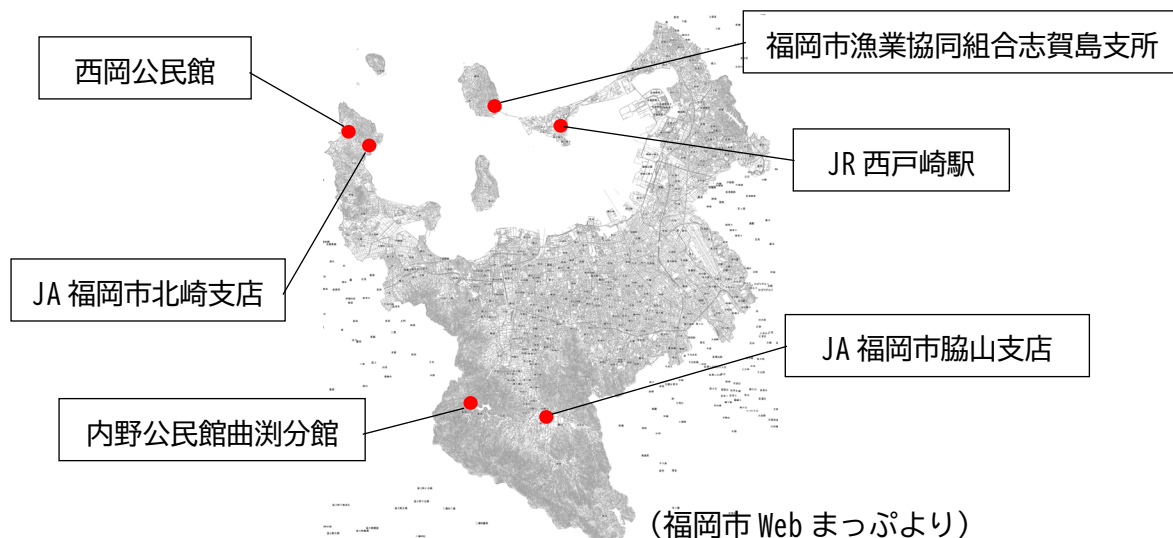
～移動期日前投票所の設置場所の一部決定について～

福岡市選挙管理委員会では、バス等を活用した移動期日前投票所の取組みを新たに開始しますが、**既存の期日前投票所から遠距離にある地域の投票環境向上**や、**若年層の選挙への関心を喚起**するため、次のとおり移動期日前投票所を設置いたします。

設置日時は11月9日（月）から11月13日（金）までの期間で現在調整しており、他の施設についても検討を進めておりますので、決定次第、あらためて発表いたします。

進学や就職などで引っ越しされてきた方は、**福岡市長選挙で投票するためには令和8年7月31日までに住民票異動の届出を行う必要**がありますので、あわせて周知いただきますようお願いいたします。

1 区役所などの既存の期日前投票所から遠距離にある地域の施設等



2 大学など若い世代に選挙への関心を喚起することが期待される施設等

九州大学（西区）、九州産業大学（東区）、西南学院大学（早良区）、
西日本短期大学（中央区）、福岡大学（城南区）、令和健康科学大学（東区）
※五十音順

《住民票の異動について》（別紙総務省のチラシ参照）

進学や就職等で福岡市に引っ越しされてきた方は、転入してから14日以内に住民票の異動届出を行う必要があります。投票するために必要な選挙人名簿への登録は、住民票を移してから3か月経過後となるため、**福岡市長選挙で投票するためには、令和8年7月31日までに住民票の異動届出を行う必要**があります。福岡市（区）に引っ越しされた方は手続きを忘れないようお願いします。



住民票を移そう

この街とあなたをつなぐ大切なもの

新しい街に引っ越したら

住民票の手続きを忘れずに。

進学や就職などで引っ越しをされるみなさんは、これから住む寮やアパートなどが新しい住所になります。
みなさんの生活に関わる上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村等が担っています。
住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録等につながる大切な情報です。

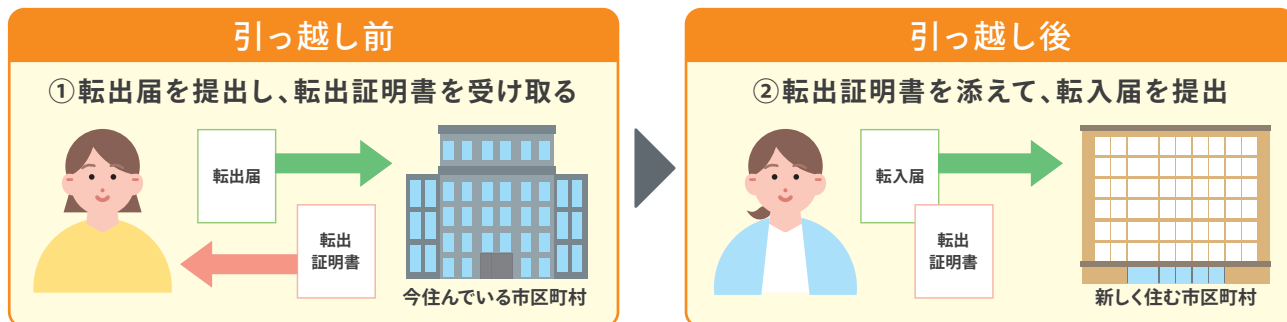
住民票の手続きは簡単です！

詳しくは裏面をご覧ください。

住民票の手続きQ&A

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！



- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転出届」をマイナポータルを通じてオンライン又は郵送により提出することで、**転出証明書の発行なしで**、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。
- 引っ越しをした際には「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。

Q 選挙の投票はどうなるの？

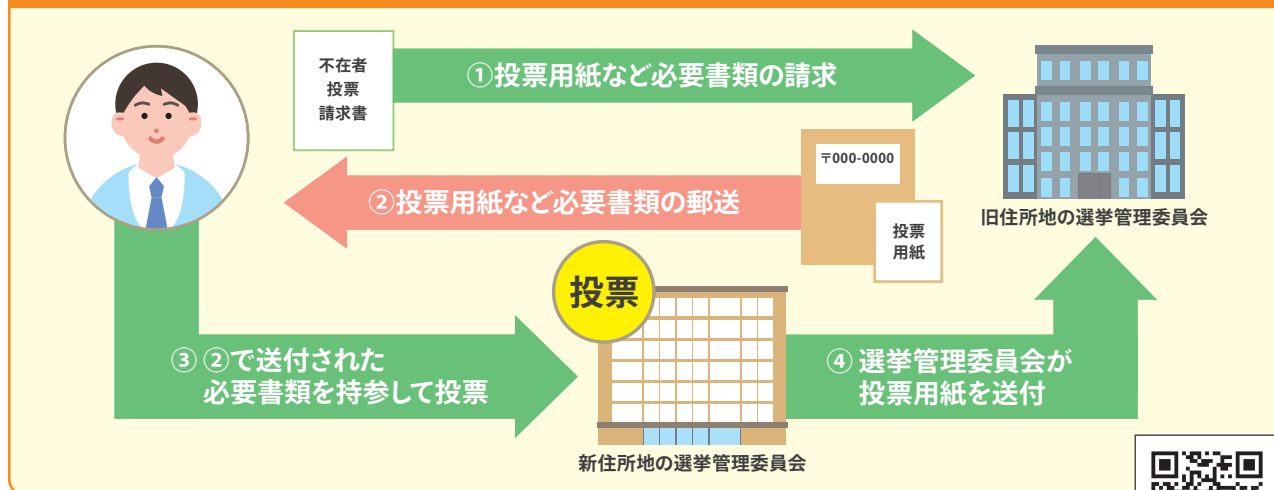
住民票を移してから**3ヶ月経過**したら、引っ越し後の**新しい住所地で投票**できます。

- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、**3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票**できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

選挙の日引っ越し前の住所地に行けない場合は、**不在者投票**ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

詳細はこちら



Q 地元の成人式に出られる？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状送付先の変更など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。